

《観光文教委員会（平成 31 年 2 月 12 日）》

〈要旨〉

- ・ 拉致問題について
- ・ 女性のためのプチ創業カフェについて
- ・ 奈良市手話言語条例（案）について
- ・ 学校給食（食育）について
- ・ 色覚に関すること（色覚チョークなど）について

〈会議録〉

◆林政行

新風政和会の林政行です。

最初に、拉致問題について伺います。

前回お願いしていたアニメ「めぐみ」の視聴及び拉致問題啓発ポスターの掲示の実施状況調査、ありがとうございました。これらの調査結果を拝見しますと、アニメの視聴については小・中学校がゼロで、ポスター掲示では小学校が全体の約 20%、中学校は約 10%実施していただいておりますが、それを受け、今後の取り組みについて、学校教育課長お聞かせください。

◎東畑年昭学校教育課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをいたします。

拉致問題啓発ポスターにつきましては、拉致問題についての理解を促進するため、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室より平成 25 年と平成 26 年に各学校へ配布されました。これらのポスター配布から既に数年が経過し、劣化や破損が見られる学校もあったことから、市教育委員会事務局で新しいポスターを取り寄せ、昨年 12 月 10 日から 16 日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせ、11 月 30 日、市立学校に配付しております。また、その際、今後ポスターが劣化や破損した場合のことも考慮し、新しいポスターの配付申請先についても案内を行ったところでございます。

今後も、拉致問題の啓発につながる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

拉致問題啓発ポスターについては、市教育委員会としてできることを早速行動していただき、ありがとうございます。

アニメ「めぐみ」の視聴については、視聴はゼロですが、小学校が全体の約85%、中学校は約65%が今回の調査で予定または検討していることがわかりました。しばらくはこの経緯を見させていただきますが、先月も署名活動の際、お母さんが小学校のお子さんに拉致についての説明をする場面を見ているので、子供たちに拉致問題について理解を深めていただくよう、市教育委員会として今回のようなできることの対応を引き続きお願いします。

次に、子育て世代の女性を対象とした奈良市における就労支援や創業支援の取り組みについて、産業政策課長に伺います。

先日、愛知県岩倉市と商工会議所女性部が共催で実施している、女性のためのプチ創業カフェの事業を視察してまいりました。事業の内容は、子育て世代の女性に対し、就労や起業などを支援する取り組みではありますが、奈良市ではどのような取り組みが行われているのかお聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

ただいまの林委員の御質問にお答えいたします。

女性の就労支援といたしましては、ハローワークの求人情報を活用し、就職を希望する子育て世代の女性と地元企業とのマッチングの機会を創出する事業や、あと自宅で子育てをしながら働くクラウドソーシング事業を実施しているところでございます。また、雇用をする側の企業に対しましても、女性の活躍による企業風土の活性化や、子育てや介護による離職の抑制などワークライフバランスの実現に向けた環境整備の啓発も同時に行っているところでございます。

女性の起業の支援としましては、これまで日本政策金融公庫や奈良県と連携した女性向け起業セミナーの開催や、きらっ都・奈良のインキュベーション施設で1週間出店体験ができるチャレンジショップ事業などを実施しているところでございます。また、男女共同参画課におきましても、起業を視野に入れた、趣味や特技を仕事に生かすきっかけづくりを目的とした無料託児サービス付きのセミナーを実施し、子育て世代の女性が生き生きと暮らしていただくための生きがいづくりに努めていただいているところでございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

続いて、今後の子育て世代の女性の働き方への支援はどのように展開していくのか、お考えをお聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

ただいまの御質問にお答えします。

就労の意欲を持ちつつもさまざまな要因で働くことができずにいる子育て世代の女性にみずからの可能性を実現していただくためには、ライフスタイルやニーズに応じた多様な働き方を提案していくことが重要であると考えております。

就労支援につきましては、現在取り組んでいる、就職を希望する女性と企業をマッチングする事業や、自宅で子育てをしながら働くクラウドソーシング事業のまずは効果の検証、分析を行い、子育て世代の女性にとって、より有益な事業を実施することができるよう努めてまいりたいと考えております。

起業支援のほうにつきましては、現在、女性を含めた起業家全体の支援体制を整備するため、準備を進めているところでございます。今後は、整備した支援体制のもと、起業を目指す女性を支援していくとともに、趣味や特技を仕事に生かして起業する、いわゆるプチ起業を目指す女性を対象とした事業等につきましても、関係課と連携を図りながら検証していきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

女性のためのプチ創業カフェの事業内容ですが、ママさんたちが得意なことを生かして、家庭や子育てを大切にしながら創業できるように支援していく取り組みで、第1回目の女性のためのプチ創業カフェでは、創業イコール難しそう、私にはそんな大それたことはできない、不安などのイメージを取り払い、そして難しいセミナーや講義ではなく、創業間もない女性創業者を呼び、創業に至るまでの経緯や体験などをお茶やコーヒー、お菓子などを食べながらトークセッション形式で行っています。そして、第2回目は、1回目の参加者の中で、これなら私も創業できるかも、またもう少し創業について詳しく知りたい方向けに創業実務セミナーを行い、第3回目はさらにその中から一度試してみようという女性を募り、市の催しの一角を間借りして販売を行うというものであります。

この取り組みは、先ほどの答弁の中で、うまく組み合わせればすぐに実現可能なことでもあります。検討をよろしく願います。

また、よく効果検証、分析という言葉が答弁で伺いましたが、私は産業政策や観光政策には、よほどの大事業でない限り、効果検証、分析の仕事のウエートをもっと下げるべきだと思っています。もし効果検証、分析できるのであれば、極端な言い方をすれば、みんな創業などに成功しているわけでありまして。それよりは、さまざまなライフスタイルに合った働き

方や創業などの提案を情報収集して数多く選択肢を示していくこと、そして、行政でしか解決できない規制を取り払う、ここにもっとシフトしていくべきであります。これらの検討もよろしくお願いいたします。

次に、手話言語条例について伺います。

現在、全国各地で手話言語条例が制定されています。「この条例ができれば、聾者がいつでもどこでも手話で生活できるようになる」や「これで聾者の生活が変わる」との楽観的な意見や、逆に「こんな条例ができて、スローガンで終わり」や「手話は言語としてちゃんと規定できていないし、つくるだけ無駄。むしろつukらないほうがまし」といった悲観的、否定的な意見の賛否両論の意見があるようです。

また、これらの意見に、答えはどちらも間違いで、「手話言語条例が何かをしてくれると思うのではなく、具体的な施策が推進されていくためには、まずはきちんとした施策ができるよう十分に練られた条文をつくる必要があります、行政にお任せという姿勢ではいけない。やりたいことを持っている団体、機関が率先して行政と手を組んで、手話言語条例に係る施策を提案し、実施していくことが大事」とおっしゃっている方もおられます。

そこで、奈良市の手話言語条例の素案も公表され、そこに学校や観光の役割が書かれておりましたので、まず学校などにおける手話の普及の現時点での取り組みや今後の取り組みについて、学校教育課長お聞かせください。

◎東畑年昭学校教育課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをいたします。

手話について学ぶことは、聾者を初めとする障害のある方についての理解を深めるとともに、お互いの人格と個性を尊重する態度を育成することにつながるものと認識しております。

学校現場では、手話に触れている教材を活用するなどして指導が行われております。例えば、現在市立小学校で使用している道徳科の教科書には、聴覚障害者を両親に持つ小学生の思いについて考える教材があり、その中で、手話により思いを伝える父親の姿がございいます。また、県教育委員会が作成し、各校に配付している人権教育学習資料集「なかまとともに」では、手話で歌を歌えるよう歌詞がイラストで紹介されている教材もございいます。

今後策定予定であります市の条例を踏まえながら、市立小学校における取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

続いて、奈良市として、観光客に対する現時点での取り組みや今後の取り組みについて、観光戦略課長お聞かせください。

◎今中正徳観光戦略課長

林委員の御質問にお答えいたします。

本市を訪れる観光客の窓口である奈良市総合観光案内所、近鉄奈良駅観光案内所、奈良市観光センターにおきまして、聴覚障害者への対応は従来から筆談で対応してきたところですが、平成29年度より奈良市総合観光案内所におきましては、タブレット端末のテレビ電話機能を使ったリアルタイム通訳サービス「Face touch me!」に用意されている手話通訳サービスを導入しております。

また、本年度から筆談、通訳アプリの活用に加え、観光案内所職員による手話講座の受講を実施しているほか、観光案内所窓口への指差しボードの設置を検討しているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

学校教育課は教材などを用いて、観光戦略課は筆談や通訳アプリなどを用いてこれまで聴覚障害者の方々に対して取り組みを実施してきている、そして今後についても検討しているとのことでした。

条例の策定過程では、行政にお任せではなく、障がい福祉課が主となり、聴覚障害者の方々とは数年話し合って条例の案がようやくできたと同っています。しかし、ここには学校教育課や観光戦略課の方々との話し合いはなかったとも伺っています。この条例が議会の議決を得られた場合、二度、三度と当事者を入れた話し合いの場を持ち、これまでの取り組み、そして今後の取り組みを膝詰めで話し合い、時にはお互い乗り越えなければならない壁も出てくると思いますが、手話言語条例が本当に生きたい条例になるよう、今後の対応をよろしく願います。

次に、学校給食について伺います。

先日、長野県上田市の学校給食革命という記事がありました。その内容は、朝礼で子供たちが貧血でばたばたと倒れることや、遅刻、体調不良、また非行、無気力といった子供たちが多かったということで、これらは食に関係するのではとの考えから、血液をきれいにすることや血管をやわらかくする効果があるGABAを含む発芽玄米10%以上を加えた米飯給食にされて1年半が経過したところから、非行、犯罪はゼロになり、同時に学習意欲がかなり高まったとの報告です。

そこで、奈良市の学校給食は食育の観点からどのような取り組みがされているのか、保健給食課長お聞かせください。

◎野口博央保健給食課長

林委員の御質問にお答えいたします。

奈良市の学校給食は、食育の観点からどのような取り組みをされているのかという問いでございます。

平成30年度から月1回、食育の日と古都ならの日を定め、子供たちに食の大切さと地産地消を伝えております。食育の日は、しかもろくをマスコットキャラクターに設定し、本年度は「かみかみデー」と題し、かむことの大切さや重要性を伝えてきております。古都ならの日は、奈良市産米PRのシンボルマークとロゴデザインを活用いたしまして、白米を提供することとしております。この日につきましては、奈良の食材を使用した献立や郷土料理を提供しており、子供たちにより奈良を感じていただけるように努めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

続いて、奈良市のお米としてはヒノヒカリが有名なところではありますし、大和野菜など地場の特産が多く存在し、全国的にも注目を浴びているところではありますが、このような奈良の特産でもある食材は学校給食に使われているのでしょうか。そのシェアは全体の何%に当たるのか、保健給食課長お聞かせください。

◎野口博央保健給食課長

委員の質問にお答えいたします。

奈良の特産物の食材、またそのシェアは何%かに対する問いでございます。

現在、奈良市内の小・中学校で使用しているお米につきましては、全て奈良市産米を使用しております。奈良の特産食材の推進につきましては、毎月1回、JAならけんと打ち合わせを持つことにより、使用できる品種などの選定や検討をいたしております。できるだけ多くの奈良県産の食材を使用できるよう、協議を進めているところでございます。

奈良県産のシェアでございますが、平成29年度の使用率につきましては36.23%でございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

今回聞いた食育の取り組みはいい取り組みであります。ぜひ継続していただきたいと思いますが、もう一步先に進んだ学校給食になってほしいと思っています。

きちんと朝食をとることは生活の基本であり、食育の大きなかなめです。このため、第3次食育推進基本計画でもこれまで同様に、子供の朝食の欠食率ゼロ%にすることを引き続いて重要目標として掲げています。ただし、ひとり親世帯の増加など家族の多様化、子供の貧困などが大きな課題になっていることを受けて、朝食と夕食は家族と食べることを基本としながらも、地域などでほかの人々と朝食や夕食を食べるという視点を新たに盛り込んでいます。

それを解決する一つとして、堺市ではスクールソーシャルワーカーが先頭に立ち、朝食などを提供するさかい子ども食堂を運営し、不登校児の低下など大きな実績を上げています。奈良市にも同様の措置をとるべきと考えていましたが、今回、学校給食でもそれに準ずることが可能だとわかり、今回取り上げています。GABAを含む発芽玄米 10%以上を加えた米飯給食は、私が調べる限りでは一定の効果がありますので、検討をよろしくお願いします。

また、先日受講した研修で、献立表内の広告は歳入を確保する上で非常に有効であり、入札額もほかの広告の入札より高額で落札されると聞いております。献立表の広告導入の検討と、その財源をもとにひとり親世帯の増加など家族の多様化、子供の貧困などに着目した施策の充実をよろしくお願いします。

次に、色の見え方が一般的なものと異なる色覚特性を持つ人たちがいます。この色覚特性は先天的なもので、治るといった性質のものではありません。ですから、外部から何らかの配慮や工夫をしなければ、この特性を持った多くの児童・生徒は不利な状況に置かれたままになります。しかし、子供たちにとって大半の時間を過ごす学校で文字が見えづらい、識別できないということは、想像以上にストレスになると考えます。学習そのものへの障害となり得ることなのですが、満足いく対応がとれているのか質問をさせていただきます。

日本眼科医会によると、例えば赤と緑、ダイダイと黄緑、茶と緑など、先天色覚異常の人は全国でおよそ 300 万人、割合にすると男性の 20 人に 1 人、女性では 500 人に 1 人、また色弱保因者は女性の 10 人に 1 人の割合といます。男女各 20 人の 40 人学級ですと、色弱の男子が 1 人、保因者の女子が 2 人いることになります。

教育現場においては、昭和 33 年、学校保健法が制定され、色覚検査の開始から始まり、定期健康診断の中で色覚検査を行ってきていますが、段階的に縮小され、平成 14 年省令改正で、平成 15 年度から色覚検査が定期健康診査必須項目から削除され、平成 14 年度の局長通知では、保護者、児童・生徒の同意を得れば色覚検査が実施可能という希望者のみの形となりました。また、教職員は色覚異常に正確な知識を持ち、適切な指導が必要であるとうたっています。しかし、現実はそのようになっていなかったようであります。

そこで、色覚検査が義務でなくなり、教師、保護者の関心が薄れ、検査を受けないまま自分の異常に気づくことなく、進学、就職の際に直面して困惑するのではないかと危惧されたので、平成 22 年から 23 年の 2 年間、日本眼科医会が実態調査を行い、さまざまな問題が生じていることが明らかにされています。例えば、自分の色覚を知っていれば別の進路が選べていたという事例で、工業高校へ進学したら入学時の検診で色覚異常と診断され困惑した、自衛隊志望だったが色覚異常だとわかり断念した、警察官になる試験を受けに行き色覚異常を指摘された、また、軽度の異常でも、美容専門学校を希望したがヘアカラーの区別が困難、調理学校入学診断書の健康診断書に色覚異常の有無の欄があった、写真を扱う仕事に応募し、色覚異常の有無を問われたといったことがありました。

これらの背景もあり、平成 26 年 4 月 30 日文部科学省局長通知において、色覚異常に配慮した上で適切な指導を推進するなどとした通知を教育委員会などに発出し、文部科学省は再び色覚検査の指導を強化する方針を打ち出し、さらに 6 月 5 日には色覚検査の周知方法などについて事務連絡が出されました。平成 27 年度以降、学校では保護者に対して、児童が色覚検査を受けるかどうかの希望調査の実施を徹底する必要がある、もしも希望調査を徹底していないと、検査があることを知らなかったから不利益を受けたと言われるかもしれないと危機感を持っておられる自治体もあります。

そこで、奈良市において、平成 26 年の局長通知などを受けてどのような対応をされたのか、保健給食課長お聞かせください。

◎野口博央保健給食課長

委員の質問にお答えいたします。

文部科学省の通知を受けて、奈良市での対応に対する問いでございます。

現在、市内の小・中学校では、希望する児童・生徒を対象といたしまして色覚検査を実施しております。先ほどの平成 26 年度の通知を受けまして、平成 27 年度の定期健康診断からは、色覚検査の案内文に色覚制限のある資格や職業があることを明記し、色覚検査の申し込みをしていただくよう保護者へ御案内させていただいているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

未就学児や小学校低学年では、強度の異常があっても自分の感覚がほかと異なることには気づかず、感じたままを表現し、結果、先生から理不尽な扱いを受けやすく、学年が進むにつれ周りと比較するようになり、自分でも何か変だなと感じたり、級友からからかわれたりしながら個々に対応できるようになってくるとの報告もあり、このようなことになる前

に、先ほども申した進学、就職における例や、黒板の赤いチョークの字を読み飛ばした、色間違いを先生にふざけてはだめと言われた、色使いが違うことを級友にからかわれ自分は色弱だと思った、探し物が不得意、色のことで友達と口論した、このような小学校生活における例に対して、平成 26 年 4 月 30 日の局長通知に書かれているとおり、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、適切な指導が行える体制を整えるよう改めて要望します。

また、文部科学省においても、教職員向けに色覚に関する指導の資料を出しています。この資料で、色覚に係る指導のあり方として相談体制の確立が示されています。

そこで、奈良市の相談体制の現状と今後の取り組みについて、保健給食課長お聞かせください。

◎野口博央保健給食課長

お答えいたします。

奈良市の現状と今後の取り組みについてでございます。

色覚検査を希望し、検査結果が異常とされた場合は、色覚検査の結果についてとしまして保護者へ眼科の受診を勧めております。また、眼科を受診され、診断の結果に応じて、学校生活において支障がある場合は配慮することとしています。

今後も色覚検査の実施におきましては、その必要性を丁寧に説明した上でお申し込みいただくよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

先ほど申したとおり、文部科学省は相談体制の確立を求めています。色覚に関する指導の資料にも、色覚に不安を持つ児童・生徒や保護者から相談が寄せられた場合は、学校側は誠意を持って対応するとともに医師に相談するよう勧め、医師からは日常生活で配慮が必要な事項などについても具体的に説明を受けるなど、十分な説明を受けるよう児童・生徒や保護者に伝えなさいと書かれています。

現在は、希望する児童や生徒に対して、学校の健康診断の際に色覚検査が行われています。ただ、親として知りたいのは、先天色覚異常がわかったらどうすればということになります。そのような不安に答えようと、京都市教育委員会は検査で色覚異常の疑いがあるとわかった子供と保護者に対し、専門の眼科医が相談に応じる仕組みを整えています。相談は無料で、毎週二組ずつ、それぞれ 1 時間余りかけて検査、カウンセリングを行うもので、全国では珍しい取り組みだそうです。しかし、この取り組みは実は珍しいものではなく、児童・生徒や保護者の目線に立った相談体制の確立にしっかりと取り組んでいる、当たり前のことを当

たり前に実施している自治体と私は感じています。市教育委員会には、相談体制を改めて見直していただくよう要望します。

続いて、色覚特性を持つ子供たちが識別しやすいように開発された色覚チョークがあります。当事者のお話では、これまでのチョークと比べると見やすさ、色の識別のしやすさが断然違い、目からうろこが落ちた思いがしたとのこと。先天的に色の見え方が違う色覚障害の人に配慮する色覚バリアフリーに取り組む動きがふえてきています。千葉県松戸市は公立の全ての小・中学校で導入しており、ピンクや水色が見分けにくい色覚障害の人は、一般的なチョークの赤や青が見つらいのですが、このチョークで日光が当たると見えにくかった赤がはっきりわかるなど、障害の有無に関係なく児童らに好評のようで、教諭もどんな色も気にせず使えるようになったと話しています。こういった取り組みが各自治体に波及することを期待したいとの当事者の声と同時に、各自治体による導入の動きも多数出てきています。

そこで、色覚チョークについて、奈良市教育現場での使用状況について、教育相談課長お聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

林委員の質問にお答えいたします。

奈良市における色覚の特性に対応する色覚チョークの使用状況についてでございますが、教育相談課では、これまでに市立学校に在籍する弱視の生徒の板書への対応に関して、学校からの問い合わせを受けたケースがございます。そこで、県立盲学校へ相談し、色覚チョークの活用についての助言により、当該校へ情報提供を行いました。

その後、当該校において実際に使用したところ、他の生徒から色覚チョークが見えづらいという声も聞かれました。そのため、色覚チョークだけを用いるのではなく、板書をする際には下線を引いたり枠で囲んだりして重要な部分を強調するなど、どの生徒にもわかりやすい支援となるように教員が工夫をし、さまざまな方法を併用しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

続いて、色覚特性や色覚異常のある児童・生徒への対応について、教育相談課としての考えをお聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

お答えいたします。

色覚の特性や色覚異常のある児童・生徒への対応についてでございますが、各校には色覚障害を持った児童・生徒が潜在していると考えられます。そのため、教育相談課で実施しております特別支援教育コーディネーター研修等、特別支援教育に関する教育研修の場などを通して、色覚障害のある児童・生徒の特性に配慮した板書の方法などの情報を提供し、啓発に努めております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

兵庫県尼崎市教育委員会は、来年度から全ての市立小・中学校で色覚チョークを導入する方針を明らかにしています。色覚チョークの導入には、色覚障害の子の黒板の見えづらさを解消し、症状に気づいてもらう狙いもあるそうです。色覚チョークは特殊な素材を含んでおり、従来のチョークより色が明るい。市内の小学校で試験的に使ったところ、色覚障害の疑いのある子は色の違いがわかりやすくなり、ない子からも見やすいと好評だった。色は朱、黄、青、緑などがある。従来のチョークとそれほど価格が変わらないといい、一斉導入が決まったようです。

色覚チョークは、色覚特性を持つ子供たちが識別しやすいように開発されたものであります。ただし、ほかの生徒から色覚チョークは見えづらいと声があったことは大切な意見であります。ほかの自治体では導入が進み、また、当事者の中にも導入を望む声がありますので、色覚チョークの有用性を調べるためにも尼崎市同様に市内の小学校で試験的に導入を行い、結果を公表するよう要望します。

また、各学校に色覚障害を持った児童・生徒が潜在していると考えられると認めておられ、教員の啓発に努めると答弁されていますが、潜在しているのであれば、その子供たちのために行動を起こすことが今早急に求められている対応ではないでしょうか。尼崎市の色覚チョークの導入には、色覚障害の子の黒板の見えづらさを解消し、症状に気づいてもらう狙いにはその対応の一端がかいま見られます。何か事象が起きてから行動するのではなく、今目の前に子供たちの壁があるのなら、ユニバーサルデザインなどを用いてその壁を先に取り除いてあげる全体的な対応と、その上で個別の対応が必要なら対応していく、そういった対応を要望します。

そして、ユニバーサルデザインを用いた授業を実施している奈良市の学校もあります。しかし、それは学校独自ということで、ほかへのつながりは余りないようであります。ユニバーサルデザインは高齢者や障害者を対象としたものではなく、さまざまな配慮もありながら、個人差を問わず誰にでも利用しやすく、情報が正確に伝わるものであり、子供たちだけでなく教員の方にもいいと伺っています。ボトムアップでこれらをすくい上げ、ほかの学校

に広げていく仕組み、これは教育委員会にしかできないことでもありますので、その仕組みの構築も要望します。

これで私の質問を終わります。課長、ありがとうございました。